

設計業務等標準積算基準 の改正について

国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室

建設システム係長 おおたに こうじ 大谷 江二

1. はじめに

土木事業に係る設計業務等に適用している設計業務等標準積算基準（以下「積算基準」という）については、毎年度見直しを行っているところですが、平成23年度版の積算基準の改正においては、設計業務等（土木関係建設コンサルタント業務）を対象として、大幅な改正を行いました。

今回の改正においては、より説明性の高い基準に向けて、積算手法の根本的な考え方から見直しを行っており、積算の際に経費を計上する考え方を刷新しています。本稿ではこの改正について紹介します。

2. 検討の背景

これまでの積算基準においては土木関係建設コンサルタント業務の積算手法として、図1の費目構成で積算を行っていました。この費目構成は、積算基準の制定当初から基本的には変更されておらず、土木コンサルタントにおける一般的な積算手法として活用されてきたところです。

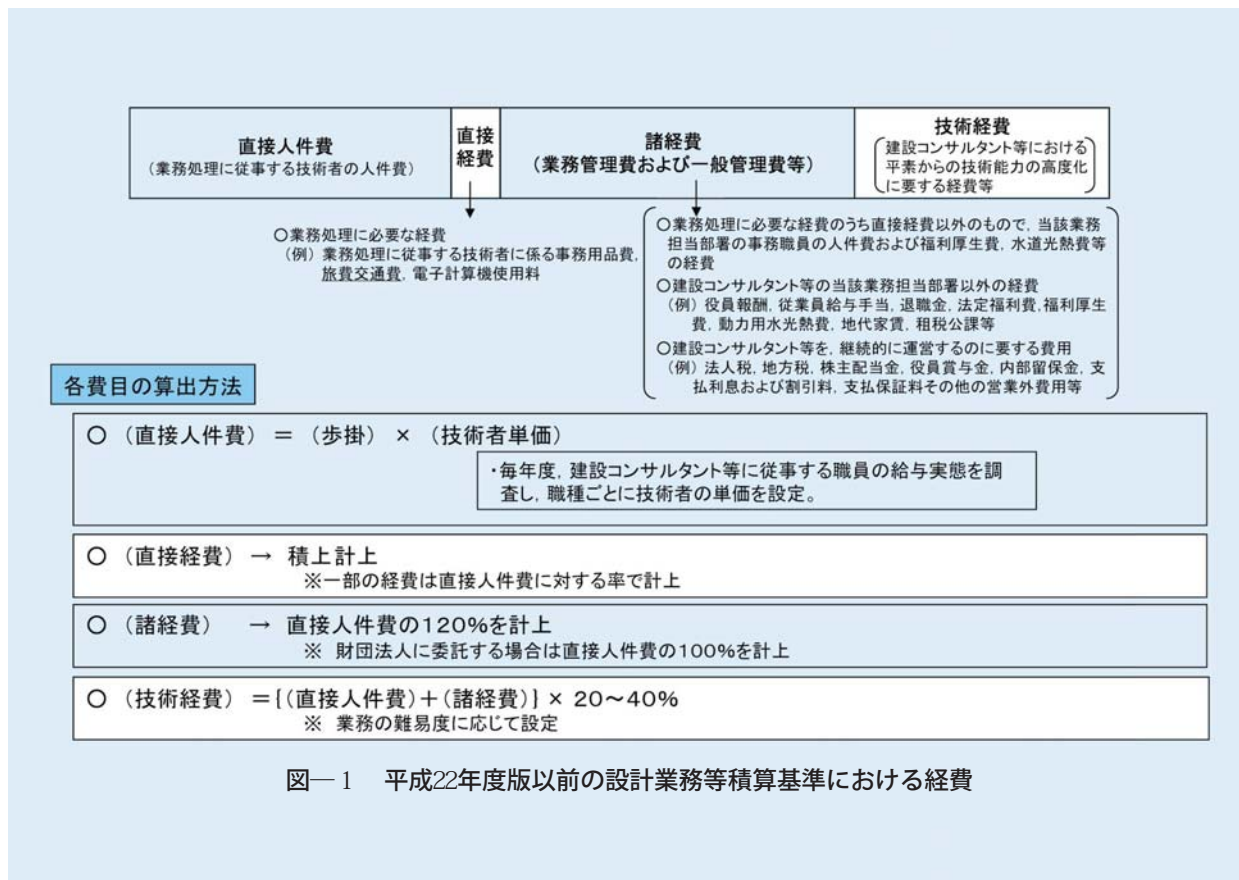
また、建築設計業務、測量、地質調査業務においても、一部費目構成や諸経費率の値などは異なるものの、類似の方式により積算が行われているところであり、直接人件費に諸経費等を加えて業務価格を算定する方式は、建設コンサルタント業務全般における標準的な方式となっていました。

しかしながら、公共事業予算の効率的な執行や公共調達の適正化に対する強い要請を受け、長年にわたり活用されてきた土木設計業務の積算方式についても、より説明性が求められているところです。このため、積算基準の説明性を向上することを目的として、設計業務等（土木関係建設コンサルタント業務）を対象として、企業会計に則した積算方式を導入することとしました。具体的には、損益計算書で明示的に区分される費目である「原価」と「一般管理費等」の二大区分で積算する方式です。

新たな積算手法は、「設計コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会」（現在は「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会」）において、その対応を諮ってきました。平成20年3月の懇談会においては、その根本的な考え方を諮った上で試行を開始することとし、平成21年度の見積もりにより積算を行う業務の一部において試行した上で、平成22年度には歩掛のある業務の

3. 改定の経緯

建設マネジメント技術 2011年4月号 35



一部において試行しています。当初の計画では平成23年度以降も、試行を継続することとしており、歩掛のある業務の範囲を徐々に拡大していく予定となっていました。しかし、実際の積算作業においては新旧の積算方法が混在することとなり、非効率であることから、積算基準の改正を前倒しすることとし、改定する際の考え方について平成22年9月の懇談会に諮った上で、平成23年2月に積算基準の改定を行いました。

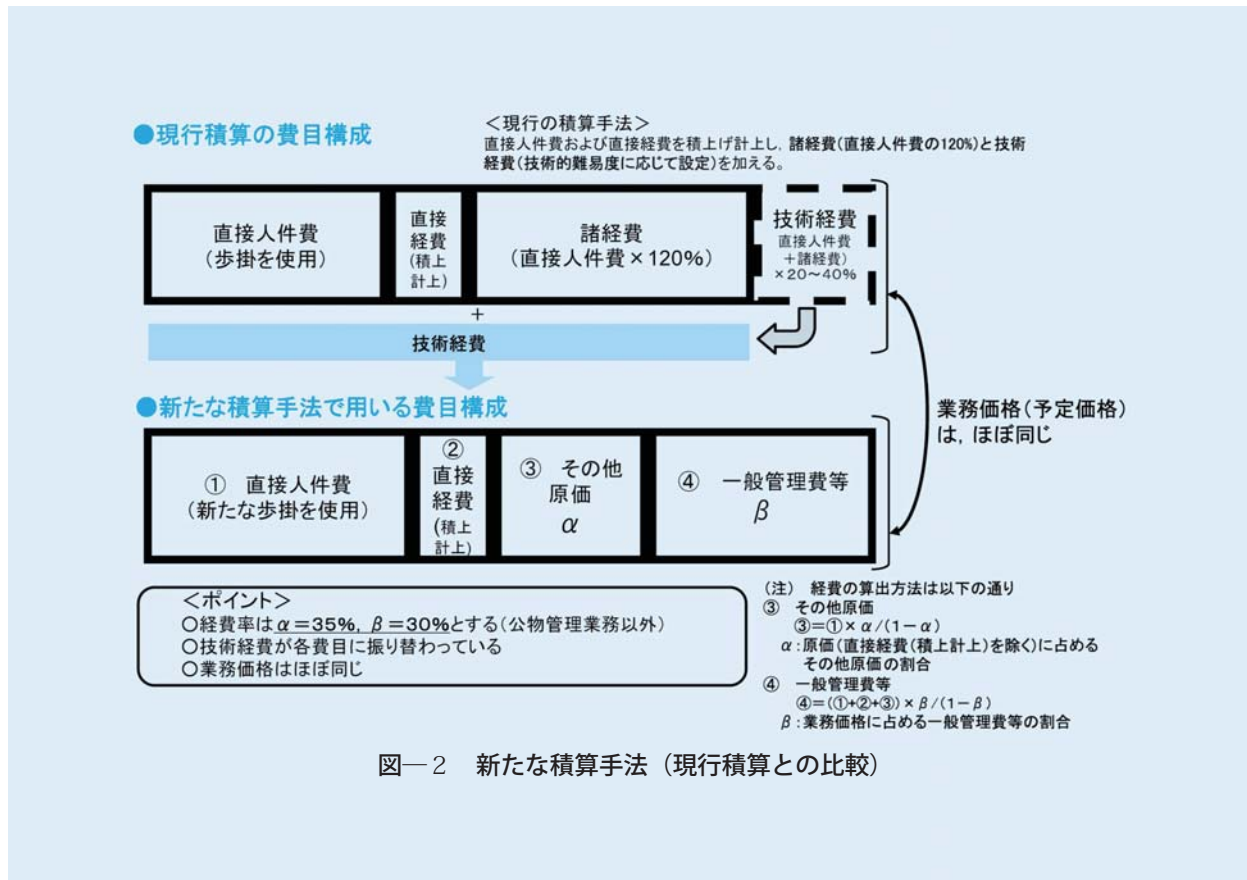
4. 新たな積算手法の概要

新たな積算手法は、①直接人件費、②直接経費(積上計上)、③その他原価、④一般管理費等、の四つの経費から構成されています。つまり、①～

③までが原価となっており、④が一般管理費等となります(図一2参照)。

「直接人件費」は、業務処理に従事する技術者の人件費です。業務種別ごとに歩掛を設定していますが、平成22年度版と比較して数値が大きくなっています。これは、技術経費の一部が歩掛に振り替わっていますので、見た目の値が増加しているものです。

「直接経費(積上計上)」は、直接経費のうち、個別の業務ごとの特性に基づいて計上する経費です。直接経費は、業務処理に必要な経費、旅費交通費のように業務ごとに費用が大きく変わるものは個別に算出する必要がありますが、業務ごとに大きく変わらない場合は率計上することが合理的です。このため、直接経費のうち積上計上するものと率計上するものに分けています。積上計



上するものは「事務用品費、旅費交通費、電子成果品作成費、電子計算機使用料および機械器具損料、特許使用料、製図費等」としています(事務用品費は、特記仕様書などにより特に指定した場合に計上することとしています)。

「その他原価」は、原価のうち、率計上するものであり、直接経費のうち率計上するものと間接原価を合わせた経費です。間接原価は「当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費」であり、積上げは困難です。このような原価に含まれるもののうち積上げできないものをまとめて「その他原価」と定義したものです。

「一般管理費等」は、一般管理費と付加利益から構成されており、一般管理費は、「建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であっ

て、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む」と定義しています。付加利益は、「継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息および割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む」と定義しています。

各経費の算出方法

① 直接人件費

技術者単価×人日により算定する(歩掛により算定)

② 直接経費(積上計上)

直接経費のうち、旅費交通費、電子成果品作成費などを積上計上

③ その他原価

$$\text{③} = \text{①} \times \alpha / (1 - \alpha)$$

α を「原価（直接経費（積上計上）を除く）に占めるその他原価の割合」と定義し、 $\alpha = 35\%$ と設定

④ 一般管理費等

$$\text{④} = (\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times \beta / (1 - \beta)$$

β を「業務価格に占める一般管理費等の割合」と定義し、 $\beta = 30\%$ と設定

5. 設計業務等標準積算基準書（参考資料）について

設計業務等標準積算基準の改正に併せて参考資料も大幅な改定を行っています。

これまで使用していた技術経費がなくなっていますので、業務ごとに設定していた技術経費の表を削除しています。また、その他原価、一般管理費等を算出する際の端数処理の方法等を追加しています。

6. 調査基準価格の設定について

新たな積算基準においては、経費の考え方がこ

れまでと大きく変わりますので低入札価格調査の調査基準価格の算出方法の改定が必要です。このため、それぞれの経費に乗じる率について表—1のとおり設定しました。

調査基準価格においては、範囲を6/10～8/10の範囲内と定めていますが、改正後の調査基準価格も予定価格に対する率が大きく変わるものではないので、この範囲については変更していません。

また、「履行確実性」を評価する総合評価落札方式の履行確実性評価においても、提出様式等を改正しています。

7. おわりに

今回の積算基準の改正においては、土木関係建設コンサルタント業務のみを新たな積算手法に改正しています。積算基準では、このほかに測量業務と地質調査業務の積算方法を定めていますが、これらの業務においては、今後調査を行い、新たな積算手法への改正の可否も含めた検討を行うこととしています。

表—1 調査基準価格の算出方法

業種区分	①	②	③	④
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に9/10を乗じて得た額	一般管理費等の額に3/10を乗じて得た額

（注） 調査基準価格は①～④までに掲げる額の合計額

平成23年度 設計業務委託等 技術者単価について

国土交通省大臣官房技術調査課 課長補佐 よねはら **米原** けん **賢**
建設システム管理企画室 建設システム係長 おおたに **大谷** こうじ **江二**

1. はじめに

設計業務委託等技術者単価は、社会状況等の変化を適切に反映するため、毎年実施している調査設計業務等技術者給与実態調査結果に基づいて決定しています。

本稿では、平成23年度に国土交通省が発注する公共工事の設計業務委託等の積算に用いる技術者単価（基準日額）の概要について紹介します。

2. 設計業務委託等技術者単価の構成

設計業務委託等技術者単価は、次の①～④で構成されます（図－1参照）。

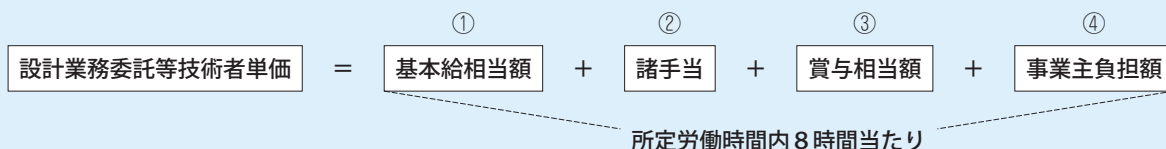
① 基本給相当額

- ② 諸手当（役職、資格、通勤、住宅、家族、その他）
- ③ 賞与相当額
- ④ 事業主負担額（退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当）

3. 留意事項

設計業務委託等技術者単価は国土交通省が発注する公共工事の設計業務委託等の積算に用いるためのものであり、その使用に当たっては、以下の点について留意する必要があります。

- ・外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではないこと。
- ・設計業務委託等技術者単価に含まれる賃金の範



（注） 単価に含まれない賃金、手当

1. 時間外、休日および深夜の労働についての割増賃金
2. 各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当

図－1 設計業務委託等技術者単価の構成

平成23年度設計業務委託等技術者単価

①設計業務

技術者の職種	基準日額 (円)	割増対象賃金比 (%)
主任技術者	56,600	50
理事, 技師長	51,800	50
主任技師	45,300	50
技師(A)	38,900	55
技師(B)	31,600	55
技師(C)	26,200	55
技術員	22,700	60

②測量業務

技術者の職種	基準日額 (円)	割増対象賃金比 (%)
測量上級主任技師	42,300	55
測量主任技師	31,100	55
測量技師	25,800	55
測量技師補	21,500	55
測量助手	20,900	60

③航空関係

技術者の職種	基準日額 (円)	割増対象賃金比 (%)
操縦士	44,100	35
整備士	34,400	40
撮影士	30,400	50
撮影助手	26,800	55

④地質業務

技術者の職種	基準日額 (円)	割増対象賃金比 (%)
地質調査技師	34,200	55
主任地質調査員	27,400	55
地質調査員	21,700	55

○割増対象賃金比

技術者基準日額の時間外手当を算出する際に用いる割増賃金の基礎となるものであり、技術者基準日額に占める「基本給相当額+割増の対象となる手当」の割合。

囲は「2. 設計業務委託等技術者単価の構成」のとおりであり、「図一1 (注)単価に含まれない賃金, 手当」に示すものは含まれないこと。

4. おわりに

設計業務委託等技術者単価は、積算の基礎資料として、国から県、市町村の発注官庁をはじめ民

間でも標準的な指標として広く活用されているところであり、今後も引き続き、調査設計業務等技術者給与実態調査結果に基づき、適正な単価設定に努めていきたいと考えております。

なお、平成23年度設計業務委託等技術者単価については、下記HPにおいても公表しておりますので、ご活用ください。

<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei/h23tanka.pdf>